

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 三 森 和 也
同 小曾根 英 明

持続可能な水田農業の確立を求める意見書

石破首相はコメ政策を抜本的に転換し、増産にかじを切ると表明した。事実上の減反に当たる生産調整を見直し、需要見通しの甘さによる生産量不足を認めた上で、生産拡大を図り、輸出なども積極的に推し進める方針としている。

しかし、中山間地域を中心に、多くの農家が、農業政策の変遷、気候変動の影響、設備投資に必要な資金の確保、用水路など農業インフラの維持管理にも支障を来しており、米作りの継続に大きな課題を抱えている。

また、水稻栽培は初期投資に多額の資金を要し、継続するためには設備や施設への投資にも大きな資金が必要となるため、新規就農者にとっては参入障壁が高く、後継者不足も深刻である。

このような状況の背景には、かつて国の食料需給の調整を目的として実施された減反政策の影響もあると考えられる。

2025年4月1日に「食料供給困難事態対策法」が施行され、米をはじめとする特定食料の安定供給に関して国の措置が明記されたが、有事に備え水田農業を支えるインフラの維持や設備投資への支援、新規就農者への支援などについては、国が責任を持って取り組むべきである。国民の主食である米の安定供給を維持するためには、さらなる農業の持続性と生産力の確保に重点を置いた政策展開が求められる。

また、我が国の農業と食の基盤を主として支えてきたのは、全国各地に広がる中小規模農家の存在であり、農家一人一人の努力が報われるような環境づくりが、国全体の食料安全保障にもつながる。

さらに、農業は農家だけのものではなく、全ての国民にとっての「命を支える基盤」であり、これからも我が国の農業を守り、未来へ引き継いでいくことが求められる。

よって、国においては、農業経営の実情に根差した農業政策への転換と支援について、以下の施策を強く要望する。

記

- 1 水田農業の継続に必要な所得補償並びに設備投資に対する直接支援制度の創設
- 2 気候変動に対応するための水管理や品種転換支援への補助拡充
- 3 水路・用排水施設など農業インフラの維持管理に対する国の恒常的・直接的支援
- 4 若手・新規就農者が水田農業に参入しやすいような支援体制の強化

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
農林水産大臣

前橋市議会議員 富 田 公 隆